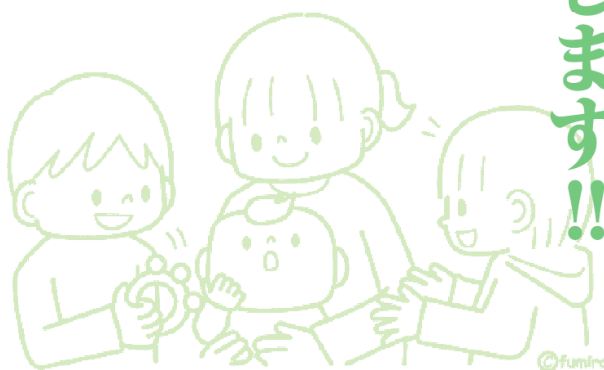


きみの

子育て支援ガイドブック

あなたの子育て応援します!!



紀美野町で、これから子育てをしていく、また子育て中のご家族のために、この「子育て支援ガイドブック」を作成しました。

ママのおなかに命が宿ったときから、子育ては始まっています。喜びを感じると同時に、不安になったり疑問に思ったりすることが出てくることでしょう。でも、あなたのそばには、あなたを助けてくれる人・支えてくれる人がいるはずです。

このガイドブックの中には、紀美野町の子育てをサポートする制度や相談窓口などがまとめられています。ぜひ、ご利用ください。

こどもを安心して生み、人と人がつながり、笑顔でこどもを育てていくことを応援する1冊になることを願っています。

*掲載情報は 令和6年4月 現在のものです。詳細はお問い合わせください。



もくじ

* 紀美野町ガイドマップ	1
* 紀美野町子育て関連施設・連絡先	2
* 妊娠を希望される方に	3
* 妊娠がわかったら	4
* 赤ちゃんが生まれたら	5
• 出産後の手続き（P5）	
• 健康診査等や定期予防接種を受けましょう！（P8）	
• 各種教室や相談、訪問を利用しましょう！（P9）	
* 子育てに悩んだら	11
* こども園	12
* 小学校・中学校	13
* その他 手当・助成	15
* 障がい児のための福祉サービス制度	17



町の子育て関連情報をまとめた
ホームページはこちらです。



1

紀美野町子育て関連施設・連絡先

■行政

	担当部署	住 所	電 話
紀美野町役場 489-2430（代表）	住民課	動木287	489-5903
	教育課	動木287	489-5910
紀美野町総合福祉センター	子育て推進課	下佐々1408-4	489-9966
紀美野町役場美里支所 495-2021（代表）	住民室	神野市場226-1	495-3463
中央公民館	教育課生涯学習係	動木288-4	489-2877
紀美野町文化センター	教育課生涯学習係	神野市場217	495-9055

■こども園

	住 所	電 話
きみのこども園	動木156	489-2144
こうのこども園	神野市場216	495-2049

■小学校

	住 所	電 話
野上小学校	動木1445	489-2041
小川小学校	中田4	489-2402
下神野小学校	神野市場214	495-2019

■中学校

	住 所	電 話
野上中学校	下佐々940	489-2459
美里中学校	野中494-1	495-2016

■診療所 （町内の小児科医のいる診療所）

	住 所	電 話	診察日	外来受付時間
国吉診療所	田63	498-0002	月・木	午前9時～11時 午後2時～3時
長谷毛原診療所	毛原宮254-5	499-0300	火・金	

■子育て支援センター・児童館・ふれあいルーム・学童保育所・天文台 ふれあい公園

こども家庭支援センター (総合福祉センター2階)	下佐々1408-4	489-9966 (総合福祉センター) 080-8900-5910 (専用電話)
子育て支援センター (総合福祉センター2階)	下佐々1408-4	489-6700 (総合福祉センター)
中央児童館	下佐々173	489-9966 (子育て推進課)
吉見児童館	下佐々1752-2	
中央公民館 ふれあいルーム	動木288-4	489-2877
文化センター ふれあいルーム	神野市場217	495-9055
野上学童保育所 (野上小学校体育館内)	動木1445	090-6192-9507
下神野学童保育所 (文化センター内)	神野市場217	090-6192-9509
紀美野町立みさと天文台	松ヶ峯180	498-0305
紀美野町のかみふれあい公園	西野971-1	489-5300

* 妊娠を希望される方に

子どもを生み育てたいと切望しても不妊や不育に悩んでいるご夫婦を支援するための助成の制度があります。

■一般不妊治療費助成事業

一般不妊治療を行われるご夫婦に対して、治療費の一部が助成されます。
医療の一環とした検査・治療開始前に不妊の原因や不育原因を調べる検査、医療保険の給付対象の不妊治療及び不育治療（体外受精、顕微授精を除く）、医療保険適応外の不妊治療及び不育治療が対象です。

【問い合わせ・窓口】

子育て推進課（紀美野町総合福祉センター内）

☎ 489-9966

■生殖補助医療先進医療費助成事業

体外受精及び顕微授精による不妊治療（生殖補助医療という）と併用して実施された先進医療に要した費用の一部が助成されます。

申請日において、夫婦（事実婚含む）のいずれかが紀美野町に住民登録があり、和歌山県生殖補助医療先進医療費助成事業による助成金の交付決定を受けている方が対象になります。治療開始年齢や自己負担額によって助成の回数や金額が異なります。

【問い合わせ・窓口】

子育て推進課（紀美野町総合福祉センター内）

☎ 489-9966



* 妊娠がわかったら

妊娠中の生活を安心して過ごすために、いろいろな手続きやサービスがあります。

【問い合わせ・窓口】

子育て推進課（紀美野町総合福祉センター内）

☎ 489-9966

■ 母子健康手帳の交付

医療機関などが発行する「妊娠届出書」または「妊娠を証明する書類」を持って窓口までおこしてください。

母子健康手帳は、妊娠の経過、出産時の状況や乳幼児の発育の過程、予防接種の状況等を記録していく大切なものです。必ず受け取りましょう。

■ 出産応援給付金

妊娠届出時、保健師の面談を受け、申請書を提出した妊婦に、5万円の出産応援給付金を支給します。

■ 妊婦健康診査費用の補助

妊婦健康診査にかかる費用の補助が受けられます。詳細は、母子健康手帳交付時に説明いたします。

- ・ 妊娠健康診査受診票（健康費用補助券）22枚の交付
- ・ 妊婦健康診査受診票（健康費用補助券）の額を越えた妊婦健診に要した費用の助成【上限10,000円】
（未使用の補助券がある場合は、その金額を上限に上乗せします）

■ 低所得世帯の妊婦を対象とした初回産科受診料の費用助成

【対象者】 町民税非課税または生活保護世帯の方で、妊娠判定のため産科医療機関を受診した方

※妊娠判定のため支払った領収書と医療明細書をご持参の上、窓口にお越しください。

■ 妊産婦アクセス支援事業助成金

妊婦健診、分娩、産婦健診の受診にかかる交通費として、1回の妊娠につき23000円を出産後に支給します。詳細は母子手帳交付時に説明いたします。

■ 妊婦訪問

ご希望により、妊娠後期頃に、保健師と在宅助産師がご自宅を訪問し、妊娠や産前産後についての相談等をお受けいたします。

■健康相談（電話・面接・訪問）

妊娠中の悩み・不安等ありましたら、保健師が相談をお受けいたします。

■マタニティマーク（妊娠届出時に配布します）

妊婦が交通機関などを利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするものです。また、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するものです。

■ヘルプマーク（希望の方はお申し出ください）

他者からは分かりにくい身体の内部障害や、病気、初期の妊娠状態などを、周囲の方に知らせるものです。

■パパママ教室

同じ頃に出産を迎えるママやパパ、また子育てに奮闘中の先輩ママやパパ、赤ちゃんとは交流したり、学んだりしましょう。

【対象者】ママ（妊婦さん）とパパになられる方。5か月までの赤ちゃんとはママとパパ

【内容】マタニティヨガ、ベビーマッサージ、沐浴、妊婦体験（パパ）、交流会 等

※対象の方には個別通知いたします。

【問い合わせ・窓口】子育て推進課（紀美野町総合福祉センター内） ☎ 489-9966

*赤ちゃんが産まれたら

出産おめでとうございます！新しい家族との生活がスタートします。みんなで共に見守り、育てていきましょう。

●出産後の手続き●

■出生届

生まれた日から14日以内に出生届を提出しましょう。

【必要なもの】出生届・出生証明書、母子健康手帳

【届出できる場所】

本籍地・届出人の住所地・出生地のいずれかの市町村役場

紀美野町の窓口：住民課（紀美野町役場内）戸籍住民係 ☎ 489-5920

住民室（紀美野町役場美里支所内） ☎ 495-3463

■子育て応援給付金

産後、保健師の面談を受け申請書を提出した方に5万円の子育て応援給付金を支給します。

■低体重児（出生体重2,500g未満）の届出

生まれた赤ちゃんの体重が2,500g未満のときは、低体重児出生届を提出しましょう。

ご連絡いただいた内容に基づき、保健師等がご家庭を訪問し、ご相談に応じます。

【問い合わせ】子育て推進課（紀美野町総合福祉センター内） ☎ 489-9966

【窓口】 住民課（紀美野町役場内）戸籍住民係 ☎ 489-5920

住民室（紀美野町役場美里支所内） ☎ 495-3463

■ 新生児聴覚検査費の補助

新生児期に受けた聴覚検査費用の一部を助成します 上限5,000円/回

【問い合わせ・窓口】 子育て推進課（紀美野町総合福祉センター内） ☎ 489-9966

■ 産後ケア

町と委託契約した医療機関または助産院にて、産後のお母さんのからだのケアや育児・授乳の相談を受けられる「サービス」です。

【対象者】 ・産後1年までのお子さんとお母さんで下記のすべてに該当する方

- ・出産後家族等から家事、育児等の十分な支援が得られない方
- ・心身の不調又は育児不安等がある方
- ・母子ともに医療行為の必要ない方

【内容】 ・産婦の母体管理及び生活面の指導・乳房管理・沐浴・授乳等の育児指導

・乳児の世話・発育・発達等の観察

・その他母子が必要とする保健指導及び育児相談

【利用可能日】 ・宿泊サービス、デイサービス、訪問はそれぞれ7回（泊）以内

【利用施設】 稲田クリニック、花山ママクリニック、はまだ産婦人科、県内協力助産院

【自己負担金】 自己負担金が必要です。詳細は窓口にお問い合わせ下さい。

【問い合わせ・窓口】 子育て推進課（紀美野町総合福祉センター内） ☎ 489-9966

■ 産婦健診費用の助成

医療機関や助産所で赤ちゃんの1か月健診（2週間健診があるところもあります）と同時に行われる産婦さんの健診です。

産後は、ホルモンバランスの変化や赤ちゃんのお世話などで、身体も心も疲れやすい時期です。お母さん自身の健康のために産婦健診を受けましょう。

【対象者】 紀美野町に住民票のある産後2～4週間前後の産婦

【利用回数】 同一の出産につき1回

【助成額】 上限：5,000円

【内容】 ・問診（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等）

・診察（子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）

・体重・血圧測定・尿検査（蛋白・糖）

・エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）による判定

【問い合わせ・窓口】 子育て推進課（紀美野町総合福祉センター内） ☎ 489-9966

■ 子ども医療費助成

0歳から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までのこどもに係る医療費の保険適用自己負担分が無料になる制度です。

【対象】 0歳から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までのこども（婚姻している者は除く）

【窓口】 住民課（紀美野町役場内）医療助成係 ☎ 489-5903

住民室（紀美野町役場美里支所内） ☎ 495-3463

【持参品】 健康保険被保険者証（生まれた赤ちゃんのもの）

両親と生まれた赤ちゃんの個人番号（マイナンバー）が分かるもの



■子ども医療入院時食事療養費助成

0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までのこどもに係る入院時食事療養費分が無料になる制度です。

【対象】 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの、子ども医療費助成、ひとり親家庭医療助成費、又は重度心身障害者医療費助成を受けているこども（婚姻している者は除く）

【窓口】 子育て推進課（紀美野町総合福祉センター内） ☎ 489-9966

住民室（紀美野町役場美里支所内） ☎ 495-3463

【持参品】 領収書、振込先の通帳（親の名義）

■児童手当

0歳から中学3年生までのこどもを養育している方に、こども一人につき、支給されます。原則として請求者は対象となる児童の父又は母で家計の中心となっている方（所得の高い方）となります。

【窓口】 住民室（紀美野町役場美里支所内） ☎ 495-3463

子育て推進課（紀美野町総合福祉センター内） ☎ 489-9966

※公務員の方は勤務先からの支給となりますので申請窓口も勤務先になります。

【持参品】 申請者の健康保険証（厚生年金加入者）



■出産祝い金

町内に生まれたこどもの出産を祝福するとともに、時代を担うこどもの健やかな成長を願い、出産祝い金を交付します。

【対象者】 紀美野町に住民登録し6か月を経過したうえで出産した母親で、今後紀美野町内に定住を予定している方

【金額】 出生児が第1子の場合 1名につき100,000円

第2子以降の場合 1名につき200,000円

【申請】 出産後1か月以内に申請してください。

【問い合わせ・窓口】 子育て推進課（紀美野町総合福祉センター内） ☎ 489-9966

■出産育児一時金

【社会保険加入者】

詳しくは、分娩機関窓口または所属担当者にお問い合わせください。

【紀美野町国民健康保険加入者】

詳しくは、分娩機関窓口または住民課（紀美野町役場内）にお問い合わせください。

■未熟児養育医療

指定医療機関において入院が必要と医師が認めた未熟児に対し、医療の給付を行う制度です。（一部自己負担があります。）

【対象児】 出生時体重が2,000g以下の児または一般状態のよくない児で医師が必要と認めた児。

【窓口】 子育て推進課（紀美野町総合福祉センター内）

☎ 489-9966



●健康診査等や定期予防接種を受けましょう！●

【窓口】 子育て支援課（紀美野町総合福祉センター内）

☎ 489-9966

■乳幼児健康診査・相談（赤ちゃんのすこやかな発育を願って）

種類	対象	場所	内容
1 か月児健診	1 か月児	出産した産院	
4 か月児健診	4 か月児	海南市海南保健福祉センター	問診、身体計測、診察、育児や栄養の相談 他
もぐもぐタイム （離乳食教室）	5～7 か月児	紀美野町総合福祉センター	問診、身体計測、離乳食の話、調理の見学、試食 他
乳児健診	8～11 か月児	紀美野町総合福祉センター	問診、身体計測、診察、歯みがき指導、育児や栄養の相談 他
1 歳6 か月児健診	1 歳6 か月～ 1 歳9 か月児	紀美野町総合福祉センター	問診、身体計測、尿検査、診察、 歯科検診、歯みがき指導、フッ素塗布、 育児や栄養の相談 他
幼児相談	2 歳2 か月～ 2 歳5 か月児	紀美野町総合福祉センター	問診、身体計測、尿検査、歯みがき指導、 育児や栄養の相談 他
3 歳児健診	3 歳5 か月～ 3 歳9 か月児	紀美野町総合福祉センター	問診、身体計測、尿検査、診察、視覚・聴覚 検査、歯科検診、歯みがき指導・フッ素塗布、 育児や栄養の相談 他

※1 か月児健診以外の対象の方には個別通知いたします。

■定期予防接種（予防接種法に基づき、公費で接種できます。）

一般的な定期の予防接種の種類は、ロタ・ヒブ・小児肺炎球菌・B型肝炎・四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）・五種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ）・BCG・MR（麻しん・風しん）・水痘・日本脳炎・二種混合（ジフテリア・破傷風）・子宮頸がん（女子のみ）です。

大切なこどもを病気から守るため、法律で定められた時期がきたら、こどもの健康状態の良いときに接種しましょう。

※対象の方には、その接種時期にあわせた個別通知をいたします。詳しい時期などは4月にお配りしている健康カレンダーでご確認ください。

他市町村より転入された場合は、必要な書類を発行しますので、母子健康手帳のコピー（予防接種記録のページ）を子育て推進課までご提出ください。

■こどものインフルエンザ予防接種（任意接種）の費用助成

インフルエンザの発症や重症化を予防し、子育て世帯の経済的負担を軽減する事を目的にインフルエンザ予防接種の費用を一部助成します。この予防接種は、希望された方が受ける任意の予防接種となり、保護者の判断で接種を決めるものです。

【対象者】 接種日において満1歳から中学3年生までのこども

【助成額】 上限2,000円/回（13歳未満2回、13歳以上1回）

（接種費用が2,000円未満の場合は、その接種費用の額の助成となります。）



■ 歯科保健

◎ 集団歯科健診・フッ素塗布・ブラッシング指導 年3回

歯科健診はどなたでも受けられますが、フッ素塗布は、概ね1歳6か月～小学6年生のうち、学校やこども園等でフッ素洗口を行っていないこどもを対象に実施しています。

◎ フッ素洗口

町内の各こども園・各小学校・各中学校で、むし歯予防のため希望者に集団フッ素洗口を実施しています。

● 各種教室や相談、訪問を利用しましょう！ ●

【窓 口】 子育て推進課（紀美野町総合福祉センター内）

☎ 489-9966

■ こども家庭支援センター

専用電話 080-8900-5910

保健師、こども家庭支援員等が18才までのすべてのこどもとその家庭、妊産婦からの相談に応じます。子育てに関することだけでなく、家庭内の様々な相談に応じ、関係機関と連携を図りながら実情に応じた適切な支援につなげていきます。

■ 赤ちゃん訪問

◎ 保健師と子育て支援センターの保育士がご自宅を訪問し、赤ちゃんの体重測定や健康状態の確認、育児や産後の生活などの相談をお受けいたします。

◎ ご希望により、在宅助産師がご自宅を訪問し、育児や授乳、母乳ケア、産後の生活等の相談をお受けいたします。

◎ 地区担当の母子保健推進員が訪問し、お母さんと赤ちゃんの体調等を聞かせていただきます。（訪問の同意をいただいた方）

◎ 地区担当の民生委員が5か月を過ぎる頃に訪問し、遊びの教室などを紹介します。（訪問の同意をいただいた方）

■ 健康相談

こどもの発育発達や健康、子育て等の相談を保健師がお受けいたします。

ご希望により、身体計測も行います。

【場所】 総合福祉センター

【日時】 毎週水曜日 午前9時～11時（祝日・年末年始は除く）

■育児教室等

◎子育て支援センター（総合福祉センター2階）は、安心して楽しく子育てができるように、保育士や時には保健師や栄養士が相談や助言を行ったり、親同士が情報交換したり、親子のふれあいなどを目的とした場所です。

◎日時・場所等は毎月変わります。詳細については、「広報きみの」、「子育て支援センターだより」でご確認ください。

	対象	日程
子育て支援センター開放 （総合福祉センター2階）	おおむね6歳以下のこどもと保護者 ※右記の時間帯は保育士が常駐しています。	月～金曜日 （土日祝、年末年始は休み） 午前9時～12時 午後1時～4時
プレイルームの開放 （総合福祉センター2階）	おおむね6歳以下のこどもと保護者 ※子育て支援センター開放日以外はスタッフがいませんので、保護者の方がこどもの安全等に気をつけながら、利用してください。	月～日曜日 （祝日・年末年始は休館） 午前9時～午後5時
各こども園開放	入園前のこどもと保護者	2回/月
カンガルー教室 （総合福祉センターほか）	3か月～1歳6か月までのこどもと保護者	1～2回/月 午前9時30分～11時
コアラ教室 （総合福祉センターほか）	1歳6か月児～各こども園に入園していないこどもと保護者	1回/偶数月 2回/奇数月 午前9時30分～11時30分
ピヨピヨ教室 （各園等）	来年度年小クラスに入園するこどもと保護者	年3回 ※詳細は個別通知します。
クッキング教室 （※参加費が必要です）	子育てをしているすべての方	1回/月 午前10時～12時
クラフト教室	子育てをしているすべての方	1回/偶数月 午前10時～12時

■トリプルP（前向き子育てプログラム）

オーストラリアで開発され、世界25カ国以上で実施されている親向けの参加体験型の学習プログラムです。

まずはこどもの困った行動に対処する17の方法を学ぶことから始まります。この方法は、日頃親がぶつかる様々な問題を前向きにとらえるための“コツ”のようなものです。これらの方法を知り、日常に活かしていくことで、こどもの困った行動を事前に予防し、子どもとの関わりを良い方向に変えることができます。

【対象】概ね1歳6か月～小学2年生のこどもの保護者

【開催】1回/年（全7回/1クール）

【問い合わせ・窓口】子育て推進課（紀美野町総合福祉センター）

きみのこども園

こうのこども園

☎ 489-9966

☎ 489-2144

☎ 495-2049

* 子育てに悩んだら

初めから一人前の親はいません。

みんな、まわりからの助けを得ながら親になっていくのです。

一人で悩まず、一緒に考えていきましょう。

◎「めざすこどもの姿と教えてQ&A」をご活用ください。



【相談先】

○こども家庭支援センター（総合福祉センター2階 子育て推進課内）

☎ 489-9966

専用電話 080-8900-5910

こども家庭支援員、保健師、精神保健福祉士、栄養士等が相談をお受けいたします。

○子育て支援センター（総合福祉センター2階）

☎ 489-6700

子育て支援センターの保育士が相談をお受けいたします。

○きみのこども園

☎ 489-2144

こうのこども園

☎ 495-2049

入園されているこどもについて、保育士が相談をお受けいたします。

○和歌山県中央児童相談所（和歌山市毛見1437-218）

・虐待通告・緊急性のある児童相談（24時間365日）

☎ 189 いちはやく

・その他の児童相談（24時間365日）

☎ 0120-189-783

・LINE相談（ホームページをご覧ください）

○和歌山県発達障害者センター ポラリス（和歌山市葵町3-25）

☎ 413-3200

子育てやこどもの発達についての相談をお受けいたします。

受付：平日 午前10時～12時、午後1時～4時

（水曜日は午前中のみ受付）（祝日、お盆、年末年始を除く）

* こどもの発達が心配な方へ

【窓口】 子育て推進課（紀美野町総合福祉センター内）

☎ 489-9966

◎早めにご相談を

周りの環境や人とのかわり方で、こどもの様子が大きく変わり、状態が改善されることが期待されます。早めに適切な支援を受けることで社会性を身につけ、集団生活に適応することができるようになります。発達についての不安を感じたり困ったりしたら、こども家庭支援センターや子育て支援センター等にご相談ください。

また、必要に応じて発達相談を受けることができます。

■ 発達相談

ことばや行動などのこどもの発達や発育について相談できる場です。

発達相談員が相談をお受けします。お気軽にご相談ください。

■ 親子教室（すくすく教室）

おしゃべりやお友だちと遊ぶことが苦手などのこどもとその保護者を対象に、親子遊びを通して、成長・発達をのばしていく教室です。

【実施】 1～2回/月

* こども園



- 【窓口】 きみのこども園 ☎ 489-2144
こうのこども園 ☎ 495-2049
子育て推進課（紀美野町総合福祉センター内） ☎ 489-9966

- ◆目 標 1. 健康で明るいこどもに育てます。
2. 友達と楽しく遊べるこどもに育てます。
3. 心情豊かなこどもに育てます。
4. 創意工夫のできるこどもに育てます。
- ◆対象児童 ①紀美野町に在住し、保育を必要とする集団保育（教育）の可能な児童。
②きみのこども園は満6か月の翌月1日から入園可能。
こうのこども園は満1歳の誕生日から入園可能。
（慣らし保育が必要な場合は、慣らし保育実施日で数えて、誕生日の8日前より利用可能）
③保育を必要としない就学前の4月1日時点で満3歳以上の児童（幼稚園部）
- ◆保育（教育）時間と休日
①全日保育（月～金）午前8時30分～午後4時30分まで。
（土） ご家庭の都合で保育を希望される方のみ。
（土曜保育はきみのこども園での集合保育のみ）
※ご家庭の都合で延長保育を希望される方は、事前に申し出てください。
（延長保育は各こども園で実施）
※延長保育を含む保育時間
（月～金）午前7時00分～午後7時00分まで
（土） 午前7時00分～午後5時00分まで
②幼稚園部 （月～金）午前9時00分～午後2時00分まで
なお、午後2時00分～午後4時30分まで預かり保育の利用可能（別途費用必要）
- ・日曜祝日、年末年始はお休みとなります。
 - ・入園により、長時間の集団生活となりこどもの生活環境が変わりますので、基本的に入園後6日間の「慣らし保育」を行います。
- ◆保育（教育）内容
①こども園の保育は養護と教育を無理なく取り入れ、こどもの主体的な活動を大切にしています。
②心身に障害がある等、特に配慮を要するお子さまについては、保護者の方のご相談に応じ専門機関と連携をとり、一緒に考えていきたいと思っておりますのでご相談ください。
③こどもたちにとってこども園は、初めての集団生活の場です。大変緊張しますので体調等に十分留意をしてください。
- ◆こども園における諸経費について
①保護者会費・月刊絵本代等その他必要に応じてこども園で集金します。
②幼稚園部の預かり保育（午後2時00分～午後4時30分）は、おやつ代を含め300円/日をこども園で集金します。
③保育料・給食費は無料です。

* 小学校・中学校

こどもが自立しはじめてくると、ずいぶん手がはなれてきたと感しますね。でも、まだ家族や地域の見守りが必要です。

気になることは、一人で悩まず、学校の先生などに相談しましょう。

【窓 口】教育課（紀美野町役場内）

☎ 489-5910

各小中学校

■小中学校等入学祝い補助金

入学のお祝いとして

小学1年生 1人につき5万円

中学1年生 1人につき8万円 を給付します。

■学童保育所

野上学童保育所・下神野学童保育所の2か所で、放課後及び学校の休業日において保護者の仕事や病気等の理由によって、保護者の適切な保護を受けることができない児童に適切な遊び及び生活の場を提供することにより、健全育成を図ることを目的として設置した施設です。



■きみの子ども見守り隊

地域住民の方が、こどもたちの登下校の安全を見守るボランティア活動を実施してくれています。

■ふれあいルーム

過疎化により近隣に同世代がいないことから、放課後におけるこどもたちの居場所づくりを目的としています。

	中央公民館ふれあいルーム	文化センターふれあいルーム
活動日	月・水・木・金曜日（祝日休み）	水曜日（祝日休み）
時間	午後2時～5時	午後3時～5時
場所	紀美野町中央公民館	紀美野町文化センター
住所	動木288-4	神野市場217
年間実施回数	170回程度	45回程度
対象校	野上小学校・小川小学校	下神野小学校

■児童館活動

遊びを通してこどもの成長を援助する場所です。

	中央児童館	吉見児童館
活動日	月～金曜日（祝日休み）	水・土曜日（祝日休み）
時間	午後2時～5時	午後2時～5時
場所	紀美野町中央児童館	紀美野町吉見児童館
住所	下佐々173	下佐々1752-2

■ スクールカウンセラー

スクールカウンセラー（SC）は児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング業務を行う心理学の専門家です。児童、生徒、保護者に対する相談や教職員・保護者に対するアドバイス、専門機関との調整・連携などを行います。

■ スクールソーシャルワーカー

スクールソーシャルワーカー（SSW）は教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識と技術を有します。

学校だけでは解決しにくい生徒指導上の課題（いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など）に対して、関係機関と連携を図りながら、児童生徒や保護者の生活等に目を向け、その環境改善に向けた支援を行います。

■ 小中学校における諸経費について

給食費は無料です。

■ 就学援助制度

経済的理由によって、こどもを小中学校へ就学させることが困難な児童生徒の保護者のため、必要な援助（学校給食費や学用品費など、学校での学習に必要な費用を援助）を行う事業を行っています。

【申し込み方法】毎年11月～1月に学校を通じてお知らせします。
年度途中で対象となった方も、随時受け付けます。

【窓口】各小中学校
教育課（紀美野町役場内）

☎ 489-5910

* その他 手当・助成

■有料幼児用品等の貸し出し事業

【貸出用品】チャイルドシート、ベビーベッド、ベビーカー、歩行器、ローチェア等

【対象】 町内に住所を有する6歳までの幼児

【窓口】 紀美野町社会福祉協議会 （総合福祉センター内） ☎ 489-9962

■子育て世帯へのごみ袋配布

3歳未満のこどもがいる世帯に対し、年齢に応じた枚数のごみ袋を配布します。

【窓口】 住民課 （紀美野町役場内） ☎ 489-5903



■一時預かり保育

保護者の方の子育てを支援するとともに、こどもの健全な育成を図ることを目的とし家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児に対する一時預かり保育を行っています。

求職活動、医療機関の受診、リフレッシュなど利用の理由は問いません。

【窓口】 子育て支援センター（紀美野町総合福祉センター内） ☎ 489-6700

【対象児】 5か月～就園前

【実施場所】 子育て支援センター （紀美野町総合福祉センター内）

【開設日時】 毎週月曜日、木曜日9：30～15：30

（ただし、総合福祉センター休館日は除く）

【利用定員】 4名 （同時に利用できる人数です。）

【利用料金】 1時間あたり 500円

【利用料軽減】 町民で低所得者の方は、利用軽減があります。

町民で第3子以降は、無料です。



■ファミリーサポートセンター

子育ての「お手伝いをしてほしい人（依頼会員）」と「お手伝いができる人（提供員）」が会員登録をし、お互いの了承のうえで一時的にこどもを預かる有償ボランティア事業です。

【対象児】 0歳から12歳

【事業内容】 会員宅などでの預かりや、習い事への送迎など内容は様々です。両会員の了承のもと、預かりの内容を決定します。

【利用料金】 1時間当たり 700円

【利用料軽減】 紀美野町内に住民登録し、小学生以下の子を3人以上養育している方（うち1人以上が就学前の児童であること）や児童扶養手当の支給を受けている方について、利用助成があります。

【問い合わせ・窓口】 子育て推進課（紀美野町総合福祉センター内） ☎ 489-9966

海南市ファミリーサポートセンター ☎ 483-8506





■在宅育児支援事業給付金

第2子以降の3か月～1歳までの乳児を在宅で育児している保護者に対し、在宅育児支援事業給付金を支給します。

【対象児】次の要件をすべて満たしていること

- ①令和5年12月31日までに生まれたこども
- ②生後2か月を超え、満1歳に満たないこと
- ③次のいずれかに該当すること
 - ・属する世帯内の第三子以降
 - ・町民税所得割合算額が77,101円未満である世帯に属する第二子

【支給を受けることができる方】

- ・職場復帰を前提として育児休業給付金を受給していない方

【支給額】対象となる乳児一人当たり 月額30,000円（最大10か月で30万円）

【支給月】1月、4月、7月、10月（支給月の前月までの分をまとめて支給）

【問い合わせ・窓口】 子育て推進課（紀美野町総合福祉センター内） ☎ 489-9966

■在宅育児手当

子育て世帯の経済的負担を軽減し、こどもを安心して生み、育てることができる紀美野町を実現するため、幼児の保育を家庭で行う保護者に対し、在宅育児手当を支給します。

【対象児】令和6年1月1日以降に生まれたこどもで生後6か月から3歳になった年度末までの期間においてこども園等に通っていない幼児

【支給額】対象となる児童一人あたり月額30,000円（申請の翌月分から支給）

【支給月】1月、4月、7月、10月（支給月の前月までの分をまとめて支給）

【問い合わせ・窓口】 子育て推進課（紀美野町総合福祉センター内） ☎ 489-9966

■高校生世代応援手当

高校生世代（16歳から18歳まで）のこどもを養育している方に、こども一人につき月額1万円を支給します。

【窓口】 子育て推進課（紀美野町総合福祉センター内） ☎ 489-9966

■高校卒業までの医療費無料

18才までの医療にかかる自己負担は無料です。

*ひとり親家庭の支援

■児童扶養手当

母親もしくは父親がいない、母親（父親）が身体障害者や長期療養中などの家庭の児童の扶養義務者に手当が支給されます。（所得制限があります。）

【窓口】 子育て推進課（紀美野町総合福祉センター内） ☎ 489-9966

■ひとり親家庭医療費助成

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるこどもを持つ、ひとり親の家庭を対象に、こどもとその親等に係る医療費の保険適用自己負担分を助成します。

（平成28年8月1日から所得制限を設けています。）

【窓口】 子育て推進課（紀美野町役場内） ☎ 489-9966

住民室（紀美野町役場美里支所内） ☎ 495-3463

■母子寡婦福祉資金の貸付

母子家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて扶養しているこどもの福祉のために貸し付けられる資金です。

【窓口】 子育て推進課（紀美野町総合福祉センター内） ☎ 489-9966

* 障がい児のための福祉サービス制度



■ 特別児童扶養手当

20歳未満で中等度以上の障害、もしくは長期にわたる安静を必要とする病状のある児童を在宅で養育している保護者等の方に支給されます。なお、所得制限があります。

【窓口】 保健福祉課（紀美野町総合福祉センター内） ☎ 489-9960

■ 障害児福祉手当

心身に重度の障害があるため、常時介護を必要とする在宅での重度障害児（者）の方に支給されます。なお、所得制限があります。

【窓口】 保健福祉課（紀美野町総合福祉センター内） ☎ 489-9960

■ 障害手帳の交付（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳） 障害があると認められた方に交付されます。

【窓口】 保健福祉課（紀美野町総合福祉センター内） ☎ 489-9960
住民室（紀美野町役場美里支所内） ☎ 495-3463

■ 補装具費の支給

障害部位・程度によって支給されます。所得に応じて個人負担もあります。

【窓口】 保健福祉課（紀美野町総合福祉センター内） ☎ 489-9960



■ 日常生活用具の給付

身体障害者手帳保持者・難病患者の指定を受けている方に対して、日常生活用具を支給します。所得に応じて個人負担もあります。

【窓口】 保健福祉課（紀美野町総合福祉センター内） ☎ 489-9960

■ 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付

小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けた児童等に対して、日常生活用具を給付します。所得に応じて個人負担もあります。

【窓口】 保健福祉課（紀美野町総合福祉センター内） ☎ 489-9960

■ 難聴児補聴器購入費の助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器購入費用を助成します。所得に応じて個人負担もあります。

【窓口】 保健福祉課（紀美野町総合福祉センター内） ☎ 489-9960

■高齢者等外出支援タクシー・バス助成券

身体障害者手帳（１，２，３級）、療育手帳（Ａ１，Ａ２，Ｂ１）、精神障害者保健福祉手帳（１，２級）保持者に対して、タクシー・バスの利用料金の一部を助成する利用券を交付します。

【窓口】 企画管財課（紀美野町役場内）	☎ 489-5913
保健福祉課（紀美野町総合福祉センター内）	☎ 489-9960
住民室（紀美野町役場美里支所内）	☎ 495-3463

■心身障害児在宅扶養手当

身体・療育・精神の手帳保持者で18歳未満または、20歳未満の重度の手帳保持者を扶養されている方に支給されます。

【窓口】 保健福祉課（紀美野町総合福祉センター内）	☎ 489-9960
---------------------------	------------

■障害児通所給付

障害のある児童が自立した日常生活・社会生活を営むことが出来るよう行う、集団生活への適応訓練や治療、社会との交流の促進や活動場所を提供します。

所得に応じて個人負担がありますが、未就学児の利用料負担については無償化されています。また、未就学児の給食費についても償還払いにより補助します。

▶ 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

▶ 医療型児童発達支援

児童発達支援に加え治療を行います。

▶ 居宅訪問型児童発達支援

外出することが困難な重度の障害児の居宅を訪れ、児童発達支援を行います。

▶ 放課後等デイサービス

放課後や休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

▶ 保育所等訪問支援

こども園等に通う障害児に、その施設を訪問し、専門的な支援等を行います。

▶ 障害児相談支援

上記サービスを利用する際、障害児個別の支援利用計画を作成し、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

【窓口】 保健福祉課（紀美野町総合福祉センター内）	☎ 489-9960
---------------------------	------------



■ 自立支援医療（育成医療）

満18歳未満の身体上の障害を有する児童であって、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる場合、指定医療機関への通院や、入院治療の医療費の補助を受けることができます。

【窓口】 保健福祉課（紀美野町総合福祉センター内） ☎ 489-9960

■ 自立支援医療（精神通院医療）

通院による精神医療を継続的に受ける必要のある児童の医療費負担を軽減するものです。

【窓口】 保健福祉課（紀美野町総合福祉センター内） ☎ 489-9960

住民室（紀美野町役場美里支所内） ☎ 495-3463

■ 重度心身障害者医療費助成

身体障害者1・2・3級、療育手帳A、特別児童扶養手当1級の要件児童、精神障害者保健福祉手帳1・2級、障害年金1・2級に該当する方を対象に医療費の保険適用自己負担分を助成します。

【窓口】 保健福祉課（紀美野町総合福祉センター内） ☎ 489-9960

住民室（紀美野町役場美里支所内） ☎ 495-3463

■ 小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾病にかかっている児童等（こども）の健全育成の観点から、ご家庭の医療費の負担軽減をはかるため、その医療費の自己負担の一部が助成されます。

【窓口】 海南保健所 ☎ 482-0600

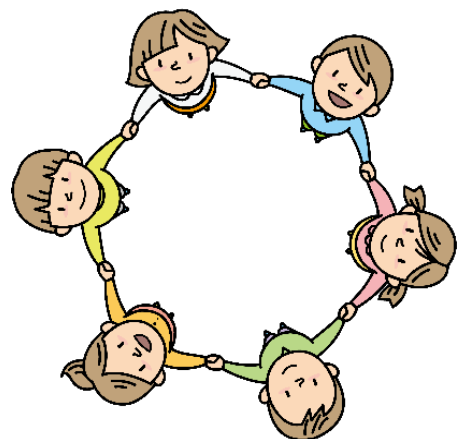
※詳細は海南保健所でお問合わせください。

■ 障害者施設等通所交通費助成事業

障害者支援施設に通う障害者または障害児、及びその通所介助者の方に対し、通所に係る交通費の一部を助成します。

【対象】 児童発達支援、放課後デイサービス等

【窓口】 保健福祉課（紀美野町総合福祉センター内） ☎ 489-9960





紀美野町役場 子育て推進課

〒640-1121 和歌山県海草郡紀美野町下佐々1408-4
紀美野町総合福祉センター内
TEL.073-489-9966 FAX.073-489-6655